

## 工事関係書類の削減・簡素化について（令和3年4月）

福井市発注工事における受発注者の業務効率化を図るため、工事関係書類について以下のとおり削減・簡素化した。本文書は土木工事について記載しているが、一部を除き建築工事においてもこれに準じた取扱いとする。

また、福井市工事施工管理資料作成要領の「1 - 4 工事関係書類の削減・簡素化について」に、これまでの実施内容をまとめて記載している。

今後も、書類の削減・簡素化について、国・福井県等の動向を踏まえ、引き続き検討する。

### 1 工事書類作成の基本方針と作成不要書類の明確化

福井市工事施工管理資料作成要領の冒頭に、「工事書類作成にあたっての基本方針」、「工事書類で作成が不要なものリスト」を記載し、工事関係書類の削減・簡素化の考え方を明確にした。

### 2 材料納入伝票を提示書類として明確化（建築工事は除く）

福井市工事施工管理資料作成要領、土木工事主要提出書類チェックリストにおいて材料納入伝票を提示書類として明記する。ただし、建築工事においては材料納入伝票を提出書類とする。

### 3 機械点検記録簿の提示範囲の明確化

提示を求める機械点検記録簿を、労働安全衛生法の「定期自主検査を行う機械等」に限定し、福井市工事施工管理資料作成要領に明記する。

### 4 建設業退職金共済証紙の確認方法を明確化

建設業退職金共済証紙配布先一覧表（様式契-22）を廃止し、「共済証紙受払簿」（様式は任意。建設業退職金共済事業本部様式で可。）の提示を求める。

その際、共済証紙のコピー又は被共済者の受領が確認できる書面などの提示は不要とする。

### 5 下請負届の廃止

施工体制台帳の記載事項との二重記載を解消するため、下請負届（様式契-7）を廃止し、提出を不要とする。なお、福井市工事請負契約約款について所要の改正を行う。

今後、施工体制台帳及び施工体系図については、工事打合せ簿に添付して提出とすること。

### 6 確認・立会資料の簡素化（令和2年10月改正福井市土木工事共通仕様書を適用する工事から実施済み）

監督職員等が臨場して段階確認した箇所は、状況写真及び出来形管理写真の撮影を省略する。

その他監督職員等が臨場して立会した箇所は、状況写真の撮影は不要とする。

（福井市工事施工管理基準のうち写真管理基準の改正による。）

### 7 適用について（上記6以外）

上記1～4については、令和3年4月1日以降に適用し、契約済の工事においても、受発注者間で協議の上、できる限り実施すること。

上記5については、令和3年4月1日以降に契約する工事から適用する。